

第3回放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会指摘事項

■特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて

	質問	回答及び対応
1	P3 の要件の見直しの①②のところ、6400Bq/kg を超える可能性がないものは施設要件を外し、また廃棄物の種類としても要件を外すと書いてある。これはばいじん以外という理解でよいのか。(議事録 P16)	ばいじん以外ということを明記 (資料 4 p4)。
2	<p>■参考 3 の 900Bq/kg に賛成するが、しっかりした根拠を整理してもらいたい。合理性の持った説明をするために整理してほしい。例えば、10 倍で薄めた液固比の中での溶出値と排水で出てくる可能性のある数値の関係性については、物性によって違うと考えている。廃棄物処理法の溶出基準と排水基準との関係を踏襲するから大丈夫だという考え方を少し丁寧にして整理してほしい。</p> <p>■重金属は溶解度積でこの数値を把握していれば、排水が出てくる数値もある程度類推できると思う。セシウムの場合は飛灰中で違う物性を持っているので、整理してほしい。また、溶出試験の種類によって数値が変わる可能性はないとかそういったことも考慮してほしい。</p> <p>■現在環境基準を排水基準にしているような感覚なので、すでに入念的な規定になっている。次回そういったところを説明できる資料を作成してほしい。(議事録 P16)</p>	<p>特措法に基づく最終処分場の維持管理基準では、放射性セシウムの濃度限度を周辺の公共水域の水中で満たすことが求められているが、実際の維持管理にあたっては、放流先の周辺の公共水域の濃度限度を遵守できるよう、入念的に、放流水の監視測定を排水の排水口で行うことを明記 (参考 4-5)。</p> <p>ばいじんに含まれる放射性セシウムの土壌への吸着特性及びばいじんに含まれる放射性セシウムの溶出特性等について整理して記載。また、溶出試験方法についても比較表等を追加 (参考 4-6)。</p>
3	資料の P5 ではいつのものが 26 年度になって報告されたかの確認は取れているのか。(議事録 P17)	発生時期としては 23 年 9 月までに発生したものを保管している。それを 26 年度に報告していることを確認した。
4	P5 の水道施設、乾燥汚泥の 8,000Bq/kg を超える報告が 1 件あったが、それは P3 の①都道府県単位に当たるのだろうか。「対象地域から外す」との関係はどうだろうか。(議事録 P17)	平成 24 年 1 月 1 日以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物となるため、平成 23 年 9 月までに発生した 1 件については除外の対象とはならない。 なお、8,000Bq/kg を超える廃棄物は、指定廃棄物の要件に該当することになり、指定廃棄物に指定された廃棄物の処理

		は、国が行うことになる。
5	P4の図2についてはP5のデータから見て水道施設の乾燥汚泥は6400以下なので、図2の上の水道施設の乾燥汚泥のところの○は今後全部△になると理解していいか。(議事録P18)	貴見の通り。
6	前回は何年以降のものはということで、平成24年1月1日以降のものが除外されるが、今回は何年以後というのがあるか。(議事録P18)	今回についても特措法が施行された平成24年1月1日以降となっている。
7	要件から外されたとしても、何らかの形で、地元の住民にとってデータがちゃんと保管されているとか、放射線量がかなり低いということが安心材料になると思うので、法律以外の何かの方法で定期的に管理をし、チェックをすることはできないのか。(議事録P19)	確かに法律上免除できることになるが、要件から除外されたからといって全てのデータがなくなるわけではない。環境省の方で定期的に調査を実施し、把握するよう努めている。
8	やみくもにコストをかけるのは難しいことを住民の方に理解してもらいたい。(議事録P20)	
9	科学的な合理性の追求は当然だが、社会的な合理性、社会的な理解という面においても考えてほしい。(議事録P20 蛭沢委員) 最後の報告書の取りまとめの際こういうニュアンスを含めるということを検討してほしい。(議事録P20)	
10	流動床タイプのばいじんは別だというようなことになっているが、根拠になるデータがあれば添付するべき。(議事録P28)	根拠となる放射性セシウムの溶出量が少ない下水汚泥焼却灰についてのデータを添付(参考4-3)。